

コンピュータソフトウェア関連発明の 特許明細書の研究

第1回 サーバ装置とクライアント端末①（複数主体）

マクスウェル国際特許事務所
弁理士 加島 広基

第四次産業革命が推し進められ、IoTやAI等の新たな技術が進展する中、ICTを利用してビジネス方法を実現するビジネス関連発明の利活用に注目が集まっている。ビジネス関連発明の特許出願件数は、2000年に生じた出願ブーム後に一旦は減少傾向となったものの、モノからコトへの産業構造の変化が進む中で2012年頃から現在に至るまで増加傾向にある。このようなビジネス関連発明は、発明の実施において主にソフトウェアを利用するコンピュータソフトウェア関連発明として規定することができるが、コンピュータソフトウェア関連発明の特許明細書を作成するにあたり一般的な物の発明とは異なる様々な留意点がある。本連載では、コンピュータソフトウェア関連発明独特の特許明細書の書き方について考えてみたい。

1. 複数主体に関する課題

近年ではIT化の進展によりサーバ装置とクライアント端末がネットワークを通じて通信可能に接続されたシステムが様々な分野で幅広く用いられるようになってきている。このようなシステムでは、サーバ側とクライアント側で一の発明を分担して実施するような複数主体の問題がある。具体的には、特許権侵害訴訟において直接侵害を構成するにあたり被告のイ号製品やイ号方法が原告の発明に係る特許の請求項における全ての構成要件を充足しなければならないが、複数主体が一の発明を分担して実施する場合には各々の主体は構成要件のうち一部のみにしか関与しないため、形式的には単独主体による直接侵害が成立しない。

2. 複数主体が関与するネットワークを用いたシステムの発明において特許権の侵害を肯定した事例

これに対し、平成16年(ワ)第25576号（東京地判平成19年12月14日）のHOYA事件では、複数主体が関与するネットワークを用いたシステムの発明において特許権の侵害が肯定されている¹。本事案に係る発明は、加工した眼鏡レンズの供給のためのシステムである。従来の眼鏡レンズ供給ビジネスでは、眼鏡店にて顧客のレンズ度数等の処方値や光学中心等のレイアウト情報などに基づいて眼鏡レンズを決定し、眼鏡店がレンズ製造業者に当該眼鏡レンズを注文し、その

結果、レンズ製造業者から送られたアンカットレンズを眼鏡店自身が加工するなど、多くの工程が眼鏡店によって担われていた。

これに対し、近年の眼鏡店のチェーン化の促進により、レンズ製造業者が眼鏡レンズの決定やアンカットレンズの加工を行うようになった。原告の特許発明（特許第3548569号）は、眼鏡店に設置されたコンピュータと、このコンピュータとネットワークを通じて接続されたレンズ製造業者側コンピュータとを用いて、前者から後者へ、眼鏡枠の3次元の枠データ、およびこの3次元の枠データに基づいて求めた眼鏡枠のレンズ枠の周長を与えることで、眼鏡枠の正確な形状データを、レンズ製造業者が把握することができるようにするものである。

原告の特許発明の構成要件を分説すると以下の通りである。

【請求項1】

【A】 眼鏡レンズの発注側に設置されたコンピュータと、この発注側コンピュータへ情報交換可能に接続された製造側コンピュータと、この発注側コンピュータへ接続された3次元的眼鏡枠測定装置とを有する眼鏡レンズの供給システムであって、

【B】 前記発注側コンピュータは、眼鏡レンズ情報、3次元的眼鏡枠形状情報を含む眼鏡枠情報、処方値、及びレイアウト情報を含めた枠入れ加工をする上で必要となる情報を入力し、発注に必要なデータを前記製造側コンピュータへ送信する処理を含む眼鏡レンズの発注機能を有し、

【C】 一方、前記製造側コンピュータは、前記発注側コンピュータからの送信に応じて演算処理を行い、眼鏡レンズの受注に必要な処理を行う機能を備え、

【D】 前記眼鏡枠情報は、前記3次元的眼鏡枠測定装置の測定子を前記眼鏡枠の形状に従って3次元的に移動し、所定の角度毎に前記測定子の移動量を検出して前記眼鏡枠の3次元の枠データ（ R_n , θ_n , Z_n ）を採取して得たものであり、

【E】 前記発注側コンピュータは、前記3次元の枠データに基づいて前記眼鏡枠のレンズ枠の周長、眼鏡枠の傾きTILT、及びフレームPDを求め、これらを前記製造側コンピュータへ送信する

【F】 ことを特徴とする眼鏡レンズの供給システム。

1 松田俊治「複数主体が関与する物の発明について特許権の侵害を肯定した事例 - 東京地判平成19年12月14日（HOYA事件）を題材にして -」（月刊パテント2009年 vol.62 No.8）